

養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託事業者選定 公募型プロポーザル実施要領

令和8年 3月16日
養父市

この要領は、養父市版スタートアップスタジオ推進業務の委託事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

1. 業務名 養父市版スタートアップスタジオ推進業務

2. 業務目的

「地方の課題解決」、「地方の事業者との連携による事業展開」、「地方での事業展開」等地方に興味を持つスタートアップ企業を養父市に呼び込み、活躍する仕組みを構築する。このことにより、「市内事業者との共創による事業展開」、「養父市での事業展開」等の地域との共創を実現させ、新事業の創出の起点を作り出し、地域産業の振興並びにつながり人口促進等を目指す。

3. 業務内容

別紙「養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託仕様書」のとおりとする。

4. 見積額

見積金額の上限は、5,582,500円(消費税及び地方消費税相当額含む)とする。

- ・固定費(人件費、旅費等) 4,482,500円
- ・変動費(成果連動費) 1,100,000円

※見積限度額を超過した場合は、失格とする。

5. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

※本プロポーザルは、年度開始前の契約準備行為であるため、令和8年度において、本契約に係る予算が成立しなかった場合は、本業務は中止する。なお、本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

6. スケジュール

項目	時期
募集開始(公告)	令和8年3月16日(月)
参加表明書受付	令和8年3月27日(金)まで
質問書受付締切	令和8年3月30日(月)まで
資格審査結果通知(予定)	令和8年4月6日(月)
提案書の提出	令和8年4月17日(金)正午まで
提案説明会の実施(予定)	令和8年4月28日(火)
審査結果通知書の送付(予定)	令和8年5月初旬以降
契約締結(予定)	令和8年5月初旬以降

※受付時間は「提案書の提出締切日(4月17日)」を除き、期間中の開庁日(月曜日～金曜日のうち祝日を除く)の午前9時～午後5時までとする。

※実施期間又は期日については、変更することがある。

7. 事業者選定方法

公募により、市が設置するプロポーザル審査委員会において、提案書の審査を行い、総合的に最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とする。

8. 応募資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 養父市指名停止基準(平成16年4月1日制定)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とした者ではないこと。
- (5) 養父市暴力団排除条例(平成25年養父市条例第18号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある者でないこと。
- (6) 令和8・9年度養父市委託業務入札参加資格を有する者。(有さない者にあつては、9.(4)の提出書類を提出し認められた者)
- (7) 過去5年以内に、スタートアップ企業に関する類似の業務実績があること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

9. 提案への参加申し込み

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年3月27日(金)午後5時まで

(2) 提出先

末尾の提出先

(3) 提出方法

末尾の提出先へ持参又は郵送のこと。

※郵送は簡易書留郵便に限ることとし、提出期限内に必着したものに限り。

(4) 提出書類

①様式第3号の1「参加表明書」

②様式第3号の2「事業者(会社)概要」及び会社パンフレット

③様式第3号の3「同種業務実績表」

※令和8・9年度養父市委託業務入札参加資格を有していない者は、養父市入札参加資格審査申請要領に準じた申請書一式(下記「④から⑩まで」)を提出すること。

申請要領及び様式は養父市ホームページ(下記URL)を参照してください。

(https://www.city.yabu.hyogo.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/shikakushinsei/13305.html)

④営業所一覧表(市様式 共通1)

⑤納税証明書(滞納がない証明書) ※写し可 ※申請前3か月以内のもの

- ・法人市内 {国税(税務署の未納税額のない証明:様式その3の3) 法人税・消費税} と {市税(養父市税務課の滞納がない証明)}
- ・法人市外 {国税(税務署の未納税額のない証明:様式その3の3) 法人税・消費税}
- ・個人市内 {国税(税務署の未納税額のない証明:様式その3の2) 所得税・消費税} と {市税(養父市税務課の滞納がない証明)}
- ・個人市外 {国税(税務署の未納税額のない証明:様式その3の2) 所得税・消費税}

※法人個人市内事業者

養父市税の滞納がない証明書は、申請者の住所、商号、代表者氏名を記載の上、交付閲覧申請者(代理の場合は委任状が必要)と一緒に養父市経営企画部税務課に申請すること。(1通300円)

※国税庁での e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の e-Tax ソフト (WEB 版) で、納税証明書 (国税) のオンライン請求をご利用ください。

⑥財務諸表（決算書）

- ・法人 直前1年分決算書財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ・個人 確定申告書（写し） ※収支内訳書・決算書を含む

⑦登記簿謄本等（写し可） ※申請時前3か月以内のもの

- ・法人 法人履歴事項全部証明書（法務局登記官証明のもの）
- ・個人 住民票及び本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（運転免許証、健康保険証個人番号カード等は不可）

⑧使用印鑑届（市様式 共通2）

⑨印鑑証明書（写し可） ※申請時前3か月以内のもの

- ・法人 法務局登記官証明のもの
- ・個人 所在地の市区町村長証明のもの

⑩委任状（市様式 共通3）

※入札・契約等に関する一切の業務を支店等に委任する場合のみ

(5)提出部数 1部

(6)参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本業務を辞退する場合は、参加辞退届(様式第14号)を末尾の提出先に郵送又は電子メールにて提出すること。

※電子メールの受付は市からの受信確認をもって完了とする。(確認のため送信した旨を連絡すること。)

10. 質問

(1)提出期限 令和8年3月30日(月)午後5時まで

(2)提出先 末尾の提出先

(3)提出方法 電子メール

※受付は市からの受信確認をもって完了とする。(確認のため送信した旨を連絡すること。)

(4)提出書類 様式第11号「質問書」※質問内容は簡潔にまとめること。

(5)質問への回答

「参加表明書」を提出したすべての事業者電子メールで連絡する。

11. 提案書の作成等

別紙「養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託仕様書」に基づき、以下の書類を提出すること。

(1)提案書の受付期限

令和8年4月17日(金)正午 必着

(2)提出先

末尾の提出先

(3) 提出方法

末尾の提出先へ持参又は郵送のこと。

※郵送は簡易書留郵便に限ることとし、提出期限内に必着したものに限る。

(4) 提案書

様式第 10 号「提案書」は、審査が行いやすいよう評価項目順に作成し、全体量は表紙・目次を除き 20 ページ以内(A4 判縦使い横書とする。ただし、図表については A3 判横使い横書も可とし 2 ページ分と換算する。)とする。

提案書は代表者印を押印した正本を 1 部、正本を複写した副本を 7 部提出すること。

審査は、下表の項目について総合的に判断し、非価格に対する得点と価格に対する得点の合計点が 60 点以上かつ、各評価項目の平均評価点が 2.5 以上の参加者を委託候補者として選定する。

評価項目	審査内容	配点
基本的な考え方	市の現状を踏まえての本業務の目的、概要、求められる役割の理解度	10
企画提案	指標(共創の取組み)の達成に向けての具体性	25
	指標(スタートアップ企業の進出)の達成に向けての具体性	25
	その他の指標の達成に向けての具体性	5
業務遂行能力	実施体制や統括責任者の役割の具体性 業務スケジュールの適切性	15
業務・活動実績	業務実績、業務成果の充実度	5
価格(見積)提案	得点 = $\sqrt{(\text{上限額} - \text{提案額}) \times \text{定数} + \text{配点}/2}$ ※小数点第 1 位(第 2 位を四捨五入)とする。 ※定数 = $(\text{配点}/2) \times (\text{配点}/2) / (\text{上限額} - \text{下限額})$ ※上限額 = 5,582,500 円、下限額 = 4,466,000 円 ※下限額以下の提案額は満点とします。	15
	合計	100

※非価格に対する採点は、5 段階で評価した点に評価項目ごとに換算値を設定し、掛けた値を得点とする。

(4) その他

①提出期限後の提案書の追加、修正及び差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがあり得る。

②提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は注釈を付すこと。

③参加表明書提出書類(様式第 3 号の 3「同種業務実績表」)は、参加表明用の資料

であり、提案書の提案とは別とする。

提案書での「業務・活動実績」の提案は、指定されたページ内で行うこと。

12. 見積書の作成

価格提案に関する見積書を提出すること。

提出する見積書は、11. 提案書の作成等(4)提案書の20ページ以内に含むものとする。

(1) 様式

見積書は様式5を使用すること。

(2) 記載にあたっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務を達成することに要する費用の見込額とし、固定費・変動費の合計額を記載すること。ただし、変動費については仕様書において求める指標を達成した場合の金額(1,100,000円)で見積もること。
- ② 通貨単位は円とする。
- ③ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

13. 提案説明会

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施する。二次審査の評価基準は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

上記8に掲げる応募資格を満たしているか書類審査し、合格した応募事業者を一次審査通過者とする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した者を対象に、提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査(パワーポイントの使用可)及び質疑応答を対面により実施し、評価基準に基づき評価点を算出する。

なお、上記11により提出された提案書と異なる趣旨説明や新たな提案の追加は認めない。

※事前選考

一次審査通過者が5者程度以上の場合は、プロポーザル審査委員会において、二次審査実施前に提出された提案書により書類選考・審査を行い、二次審査対象者4者程度を選定することがある。この場合の結果は、電子メールで通知する。

① 実施日

令和8年4月28日(火)

会場等の詳細については、書面にて別途通知する。

※事前選考を行った場合は、事前選考の結果とともに通知する。

②使用機材

プロジェクターは養父市が準備する。

③参加者

プレゼンテーションへの参加は1者あたり3名以内とする。

④時間配分

1者あたり、プレゼンテーション(説明時間)20分以内、質疑応答は10分程度とする。

⑤第一優先交渉事業者等の選定について

市が設置するプロポーザル審査委員会において、別紙「評価基準」に示す「評価基準表」に基づき評価し、二次審査の得点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、各者宛に書面で通知するとともに、市ホームページにおいて応募事業者名および得点を公表する。ただし、応募事業者が2者以上であった場合は、第一優先交渉事業者以外の事業者名は伏せて得点を公表する。

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとするが、非価格に対する得点と価格に対する得点の合計点が60点以上かつ、各評価項目の平均評価点が2.5以上の参加者を委託候補者として選定する。

14. 提案の無効に関する事項

次の各号の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格要件を満たさない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に必要な書類を提出しないとき。
- (3) 同一の提案募集に対して、他者の代理人として提案したとき。
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 提出書類に重大な不備等があり市が無効であると判断したとき。

15. 契約

- (1) 第一優先交渉事業者と詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に委託契約を締結する。なお、当該事業者が提案した内容は、別紙「養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託仕様書」に規定されたものとみなす。優先交渉事業者との協議が整わない場合、契約締結までに「応募資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉事業者から順に繰り上げて契約に向けての協議を実施する。

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ① 提案内容又は金額をそのまま委託するものではない。協議のうえ、提案の一部を

変更又は金額を変更することがある。

②業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

③支払いは業務の実績に応じて支払うものとし、特に変動費(成果連動費)については指標達成状況により減額することがあることに留意すること。

(3)結果通知について

審査結果は、令和8年5月初旬以降に通知を予定している。

16. その他留意事項

(1)提案に関する書類の作成及び提出等に要する経費はすべて応募者の負担とする。

(2)提出のあった書類については返却しない。ただし、不採用となった場合には、市で定めた保存期限満了後、市の責任においてすべて処分するものとし、本業務の審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査内容を含む。)は、「養父市情報公開条例(平成16年養父市条例第9号)により情報公開の対象となる場合がある。

(3)提出された書類等は必要に応じて複写する。

(4)提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

(5)本件に係る参加事業者が、1者のみの場合も成立するものとする。

本件に関する担当課及び各種書類の提出先

養父市産業環境部商工観光課

〒667-0198 兵庫県養父市広谷 250 番地 1

TEL : 079-664-0285 FAX : 079-664-2528

電子メール : shoukougankou@city.yabu.lg.jp